

産地づくりモデル地域育成事業費補助金交付要領

制定 平成 30（2018）年 4 月 16 日 生振第 52 号

（趣旨）

第 1 条 県の交付する産地づくりモデル地域育成事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36（1961）年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第 2 条 産地づくりモデル地域育成事業費補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率又は交付の相手は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
産地づくりモデル地域育成事業費補助金	本県の特徴である広大な水田を最大限に活用して、米から土地利用型園芸（露地野菜）への転換を図り、収益性の高い水田農業への構造改革を推進する。	1 産地づくりモデル地域育成事業		
		(1) 産地づくり躍進推進事業 市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部又は農業サービス事業体が、産地づくりモデル地域育成事業実施要領（平成 30（2018）年 4 月 16 日付け生振 53 号。以下、「実施要領」という）に基づき行う産地づくり躍進推進事業に要する経費、若しくは農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部又は農業サービス事業体が、実施要領に基づき行う産地づくり躍進推進事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内 市町村が補助する場合には、市町村が交付する補助金の 10 分の 10 以内。ただし、当該事業に要する経費の 2 分の 1 を限度とする。	市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業サービス事業体

		<p>(2) 産地づくり躍進整備事業</p> <p>市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部又は農業サービス事業体が、実施要領に基づき行う産地づくり躍進整備事業に要する経費、若しくは農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部又は農業サービス事業体が、実施要領に基づき行う産地づくり躍進整備事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の10分の4以内（ただし、機械については3分の1以内）</p> <p>市町村が補助する場合にあつては、市町村が交付する補助金の10分の10以内。ただし、当該事業に要する経費の10分の4を限度とする（ただし、機械については3分の1以内を限度とする）。</p>	<p>市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業サービス事業体</p>
--	--	--	---	---

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
産地づくりモデル地域育成事業費補助金	産地づくりモデル地域育成事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長（ただし、欄外※に掲げる者が実施する事業（以下、「直接申請事業」という）にあつては知事）が別に定める日

※事業実施地区が複数農業振興事務所の範囲に及ぶ事業実施主体

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業実施主体の変更
- 2 事業実施地区の変更
- 3 事業細目の新設又は廃止
- 4 事業実施主体ごとの事業種目ごとに事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- 5 事業実施主体ごとの事業細目ごとに事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(様式3)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
産地づくりモデル地域育成事業費補助金	産地づくりモデル地域育成事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	状況報告書	様式4	1	農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
産地づくりモデル地域育成事業費補助金	産地づくりモデル地域育成事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)が別に定める日

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の各表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
産地づくりモデル地域育成事業費補助金	産地づくりモデル地域育成事業費補助金 交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1 1	農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)が別に定める日

(帳簿の備付等)

第10条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第11条 この要領の他、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則 (平成30(2018)年4月16日付け生振第52号)

- 1 この要領は、平成30(2018)年4月16日から施行する。
- 2 この要領は、平成35(2023)年3月31日をもって、その効力を失う。
- 3 露地野菜生産供給スタートアップ支援事業費補助金交付要領(平成29(2017)年4月3日付け生振第22号)は廃止する。
- 4 前項の規定により廃止された露地野菜生産供給スタートアップ支援事業費補助金交付要領に基づく事業の実施状況の報告については、なお従前の例によるものとする。